

工期の設定に関する意見とガイドライン案の記載方針 (1/4) 【資料3】

主なご意見(港湾関係)

- ✓ 全体的に分量が多く読みにくい。ページ数を少なくする他、本文と別添資料に分けてはどうか。
- ✓ 用語の定義が明確でない。
- ✓ 港湾・空港工事は、一般的な陸上工事とは大きく異なる特殊な条件下で施工されるため、港湾・空港工事の特徴を踏まえた適正な工期の設定を行って頂きたい。
- ✓ 適正な工期の設定の必要性について、受発注者の双方が十分に理解するため、明確かつ具体的に記載すべき。
- ✓ 工期設定の前提となる施工条件や関係者との調整状況、想定される不稼働日等の情報については、様々な局面で十分に提供して頂きたい。

ガイドライン案の記載方針

- ✓ ガイドラインの趣旨や適用範囲等の基本的な内容と、港湾・空港工事全般に係る事項を「本編」、港湾・空港工事で考慮すべき具体的な事項について工程別、工種別にとりまとめた「工程・工種別編」、参考となる法令や工種別に考慮すべき事項等、詳細な内容については「資料編」として整理。
- ✓ 本編第1章に「工程」や「準備期間」等の用語について定義を記載。
- ✓ 本編第3章において、港湾・空港工事に特有の気象・海象条件や施工に際して必要となる具体的な調整先、考慮すべき制約条件について具体的に記載。さらに、工程・工種別編において、準備・施工・後片付けの各局面において考慮すべき事項を可能な限り幅広く収録した。
- ✓ 本編第1章の「1)本ガイドラインの背景・趣旨」に、適正な工期の設定により、受注者の人材・資機材を有効活用することが可能となるため、受注者の働き方改革、担い手の育成・確保に資するとともに、発注者としても、港湾・空港建設サービスを持続的に享受することが可能となるため、相互にとって有益な関係が築ける旨を記載。
- ✓ 本編第2章の「1)工期の設定において発注者が果たすべき責務」において、発注者が工期の設定にあたって想定した施工条件等の工期を構成する項目や、関係機関との調整の進捗状況等、工期に影響を及ぼす項目について、「工事工程表」として整理し、競争参加資格の確認・通知日に、見積参考資料の一部として提供する旨を記載。

工期の設定に関する意見とガイドライン案の記載方針 (2/4)

主なご意見(港湾関係)

- ✓ 工期設定の前提となる施工条件等について変動が生じた場合、工期の延長等適切に契約条件を変更して頂きたい。
- ✓ 改正労働基準法における時間外労働の上限規制を踏まえた休日確保に取り組めるよう措置してほしい。
- ✓ 連続的な施工を必要とする作業(例えばケーソン進水据付工やコンクリート養生作業)について、工程と休日の関係を記載すべきではないか。
- ✓ 作業船には、船員法の適用を受ける船員と、労働基準法の適用を受ける非船員の乗組員が混在しており、休日や法定外労働時間の確保にあたっての大きな特徴であることから、その旨を記載すべきではないか。

ガイドライン案の記載方針

- ✓ 本編第2章の「1) 工期の設定において発注者が果たすべき責務」において施工条件等に変更が生じた場合は、随時「品質確保調整会議」において受発注者間で協議を行い、双方合意に基づいて契約条件の変更を行う旨を記載。
- ✓ 本編第4章「工期全般にわたって考慮すべき事項」において、休日確保の方策については、週休2日を目標とすることが有効な手段であり、発注者としても休日確保評価型試行工事や荒天リスク精算型工事の拡大を図ることとするが、港湾・空港工事の特徴を踏まえると、週休2日の導入が困難な工事も存在するため、4週8閉所または交替勤務制の導入などによって建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保出来るよう留意する旨を記載。
- ✓ 連続工程が前提となっている工事にかかる休日確保の方策について、本編第4章の「工期全般にわたって考慮すべき事項」の「(2) 週休2日(4週8閉所)の確保」において、交替勤務制を前提として工程計画を策定するよう記載。(連続工程が前提となっている工事の例として、ケーソン進水据付工、コンクリート養生が必要な工事等を記載。)
- ✓ 作業船特有の事情を踏まえた対応について、本編第4章の「工期全般にわたって考慮すべき事項」に「(3) 作業船特有の事情を踏まえた対応」を設け、作業船の事情を踏まえた対応について記載。

工期の設定に関する意見とガイドライン案の記載方針 (3/4)

主なご意見(空港関係)

1. 制約条件

①航空機の安全運航に関する制約

- ✓ 施工開始前に施設物(灯器等)の養生、終了時の撤去、基本施設を車両が通行後の清掃、落下物等チェックの時間を見越して作業を終了しなければならず、日々の施工量の減少につながる。

②夜間作業時間の制約

- ✓ 設計工程と実際の工程の差が大きく、原因として、作業時間帯の制約による稼働率の低下、場内の入出場にかかる時間等が考えられる。
- ✓ 夜間作業において、滑走路や誘導路の閉鎖直後やオープン直前は管制無線が混み合い、車列の待機時間が長くなることがある。また、資機材の搬入出や土砂運搬等、頻繁にダンプトラック等を誘導路横断させる場合もあり、これら誘導路横断に要する時間は、作業時間を圧迫する原因となる。
- ✓ 夜間作業は曜日により閉鎖施設が決められているため、場所によっては2日/週しか作業できない場合がある。

③突発的な航空機の運航による制約

- ✓ 夜間作業予定日や当日に航空機のスクランブル運航があり、工事予定日の順延や、入場時間の遅れが生じる場合がある。
- ✓ 航空機の運航の影響による、突発的なノータム調整(工事箇所・工事時間の変更)等により作業不可日が発生し、工程の延伸に繋がる場合がある。

ガイドライン案の記載方針

- ✓ 航空機の安全運航に関する制約については、本編第4章 4)制約条件において、航空機の運航を考慮した工期を設定することを記載。
- ✓ 作業時間の制約については、本編第4章 4)制約条件において、空港の運用時間を考慮した工期を設定することを記載。
- ✓ 航空機の運航に関する制約については、本編第4章 4)制約条件において、航空機の運航を考慮した工期を設定することを記載。

工期の設定に関する意見とガイドライン案の記載方針 (4/4)

主なご意見(空港関係)

2. 関係者との調整

- ✓ 空港関係者調整(入退場管理、高さ制限管理、時間制限)に期間を要する。
- ✓ 関連工事との綿密な工程調整が必要であるが、関連工事の工程が遅れた場合は、その影響により工程が遅れが生じる場合がある。
- ✓ 構内道路関係の事業にあたり、警察協議に時間を要する。

3. 作業ヤードの確保

- ✓ 必要とするヤードが確保できない場合は作業効率が低下する可能性があるため、作業(仮設)ヤードの用地を考慮する必要がある。
- ✓ 工程遵守のためには、天候に左右されず残土を仮置くヤードを確保する必要がある。

4. 埋設管の対応

- ✓ 埋設物については、試掘後、条件不一致が判明し、現状把握→施工方法検討→協議→材料等の発注→施工となり、対応に時間を要する。
- ✓ 灯火の配管について。現地調査をした際に、図面に記載されていない不明管が出てくる。解析に時間を要する。

ガイドライン案の記載方針

- ✓ 関係者との調整については、本編第4章 5)関係者との調整において、各調整事項を考慮した工期を設定すること、また、調整状況を情報提供することを記載。
- ✓ 作業ヤードの確保については、工程・工種別編第1章 1) (3)作業ヤードと付帯設備の確保において、ヤードの確保及び整備時間について記載。
- ✓ 埋設管の対応については、工程・工種別編第3章 2)用地造成工事で考慮すべき事項において、不明管路について記載。